

中小企業等に対する営業秘密保護を含めた知的財産のワンストップ支援体制

平成26年10月31日
特 許 庁

企業における知的財産戦略の変化

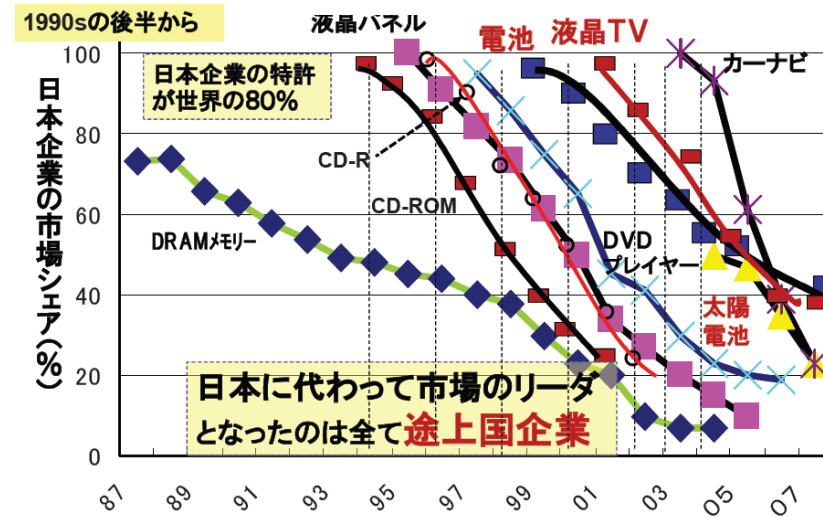
イノベーション手法の変化と知的財産戦略

	'60	'70	'80	'90	'00	'05
	企業のイノベーション時代		国家のイノベーション時代		産業のイノベーション時代	
産業S	鉄鋼・造船産業を中心に日本が台頭		日本の経営が自動車・半導体産業で優位性を発揮		米国企業 (Intel, マイクロソフト) がIT産業での覇権を獲得	
日本の状況	戦後復興 米国から技術輸入		"現場力"によるQCDD向上で世界No1の技術大国へ (自動車・半導体)		PCなど最終製品で米国に先行される	
イノベーション	製品要素の技術革新		垂直統合型大企業の品質カイゼン		標準規格をベースにした水平分業	
研究開発	技術革新・生産性向上による成長 "プロダクト・イノベーション" "プロセスイノベーション"		技術革新に適合する国家・地域の環境整備 "ナショナルイノベーションシステム"		社外技術活用を促進させる "オープンイノベーション"	
	社会システムのイノベーション時代		ドイツ太陽電池など社会価値志向型の産業が成長		優れた要素技術を持つが、国内で産業化できず	

特許権による排他的独占 オープン・クローズ、特許化・秘匿化

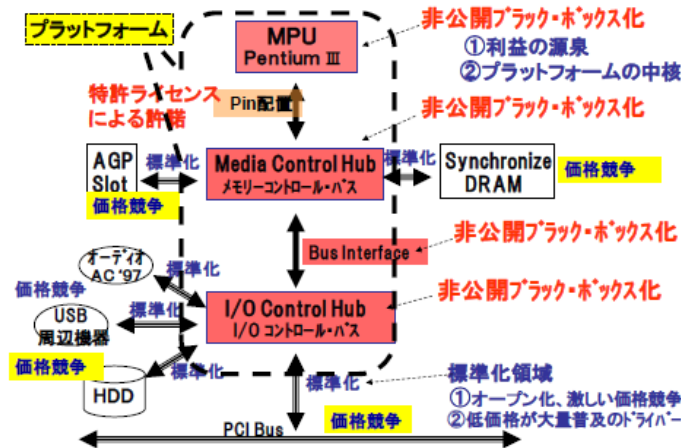
出典:「日本の強みを活かした元気の出るイノベーションエコシステム構築に向けて」
(経済産業省平成20年度調査報告書)を基に特許庁作成

日本企業のシェア変化

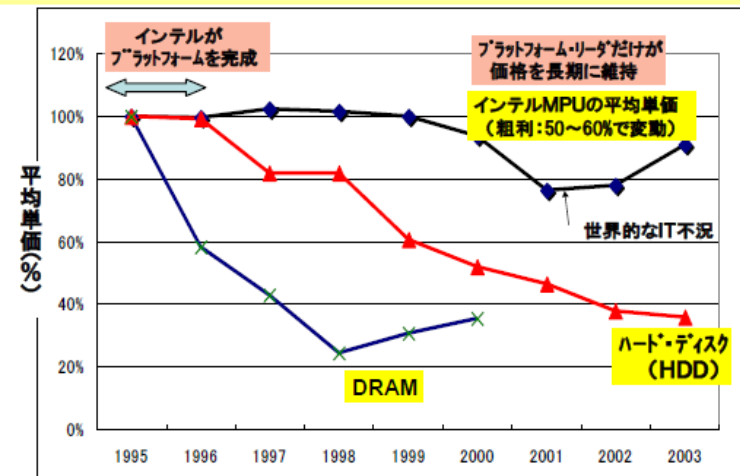


例) インテルの知的財産戦略

インテルが完成させた完全分業化の仕掛け



情報通信分野の価格低下の中で、インテル製品は長期に価格を維持



出典: 経済産業省イノベーションエコシステム研究会 (東京大学政策ビジョン研究センター 小川紘一講演資料)

知的財産戦略の変化に対応できなかった日本企業は、シェアも製品単価も維持できず

特許権と営業秘密による保護のメリット・デメリット

	特許権の取得	営業秘密による
メリット	・ 審査、登録を通じた権利内容の明確化と権利存否の明確化 ・ 排他的な権利活用からライセンス、パテントプール、標準化によるロイヤリティ確保等、幅広い権利活用 ・ 技術的思想としての「面」での権利保護	・ 保護期間の制限がなく、長期に技術秘匿、製品の差別化等が可能 ・ 自社の事業戦略の方向性を秘匿可能 ・ 特許になじまないノウハウ等技術情報も保護が可能
デメリット	・ 出願内容の公開が前提であるため、自社の開発動向が知られたり、模倣品発生の可能性 ・ 保護期間が満了した場合、誰でも使用可能	・ 技術自体の保護による「点」での保護に限定される可能性 ・ 他社の独自開発、リバースエンジニアリング、特許権取得により、技術独占ができなくなる可能性 ・ 適切な管理をしていないと法的保護が受けられない可能性

<特許出願と営業秘密をめくりよく指摘される誤解>

誤解：**特許出願**は、公開されるから技術が漏れてしまう

→特許の公開による不用意な技術流出は、出願書類の適切な作成により防ぐことが可能

誤解：**営業秘密**として適法に管理していれば技術を秘匿したまま保護を受けることができるため安心

→営業秘密は、保有している技術それ自体の保護による「点」での保護に限定される可能性があり、過信は禁物。

特許権と営業秘密の特性を理解した権利活用が必要

企業における知的財産の総合的な管理・活用戦略

- 特許として権利行使が困難な発明（製造方法等）
- 独自技術としてブラックボックス化すべき技術 等

技 術

技術の戦略的な保護とオープン化・クローズ化

ノウハウとして秘匿

営業秘密として管理

- ・設計図、発注書類
- ・研究ノート、詳細仕様
- ・製造ノウハウ・・・等

特 許 出 願

公開

審査

特許権取得

標準化等

- 国際標準などライセンスが見込める技術
- コア技術な等の重要な技術 等

クローズ化

オープン化

秘
匿
化

知
財
実
施
独
占

知
財
ラ
イ
セ
ン
ス
独
占

パ
テ
ン
ト
プ
ール

ク
ロ
ス
ラ
イ
セ
ン
ス

無
償
実
施

オ
ー
プ
ン
ソ
フ
ト
ウ
ェ
ー
ブ

オ
ー
プ
ン
コ
ー
ポ
レ
ー
シ
ョ
ン

クローズ

オープン

総合的なオープン・クローズ、特許化・秘匿化戦略が必要

中小企業では困難な特許化・秘匿化の選択と管理

○特許出願とノウハウ管理(営業秘密管理)との選択

(相談事例) ある植物を用いた健康食品の売上げが好調であり、他人にまねされないようにするため、特許出願をしたい。

(相談事例) 複数の濃縮したエキスと調味料をブレンドした製品の製法を特許出願したい。



権利行使が困難であるにも関わらず、特許出願した結果、公開公報により模倣が容易になってしまう製造方法等についても、特許出願とノウハウ管理との選択を十分検討せずに特許出願してしまう可能性がある。

○取引先からの技術情報供与の要請への対応

(相談事例) 相手先に自社の調味料を渡して製造してもらっているが、相手先から調味料の詳しい製造方法等を教えて欲しいと言われている。どうすればよいか。

(相談事例) 新たに開発したドレッシングを他社に委託製造することとなったが、委託先が勝手に製造販売したり、その調合等を外部に漏らさないよう保護するためには、どうすればよいか。



取引先から技術情報供与の要請があった場合、どのように技術情報を保護すべきか方法が分からず、相手にそのまま渡してしまう可能性がある。

○海外展開への対応

(相談事例) 輸送機械の部品について、韓国企業にOEMによる技術提供を行うことになったが、どのような注意点があるか。

(相談事例) ある原材料について、研究開発は日本で行うが、実際の製造は中国子会社で行う予定である。ノウハウでの保護を考えているが、大丈夫か。



海外展開する中小企業も増加している中、事前に適切な対応がとれないまま進出してしまう可能性がある。

○営業秘密流出への対応

(相談事例) 退職した社員から図面等が外部に漏れているようだが、どうしたらよいか。



実際に営業秘密流出の相談事例もあるところ、効果的な対応がとれず、泣き寝入りせざるを得ない可能性がある。

中小企業に対するワンストップ支援体制の整備

生み出された技術について、「オープン」「クローズ」といった知的財産の活用戦略を見据えて「特許化」や「秘匿化」を選択する出願戦略を含む、制度を横断する総合的な対応が必要

営業秘密を含む中小企業への
ワンストップサービス体制の整備

普及啓発

営業秘密管理を含む総合的な相談体制

原本証明の補完によるノウハウ保護の強化

※ここでの「原本証明」とは、当時の電子文書と現存する電子文書とが、相違ないことを証明すること

中小企業に対するワンストップ支援体制の整備（１）

普及啓発と営業秘密管理を含む総合的な相談体制の構築

普及啓発

2014年度から順次

- ①ホームページ上での情報発信（主に初心者に向け、特許化・秘匿化の概要、営業秘密管理の情報等を提供予定。INPIT（工業所有権情報・研修館）において10月から開始。）
- ②セミナーの開催、eラーニング等による広報・教育活動

営業秘密管理を含む総合的な相談体制

2014年度から順次

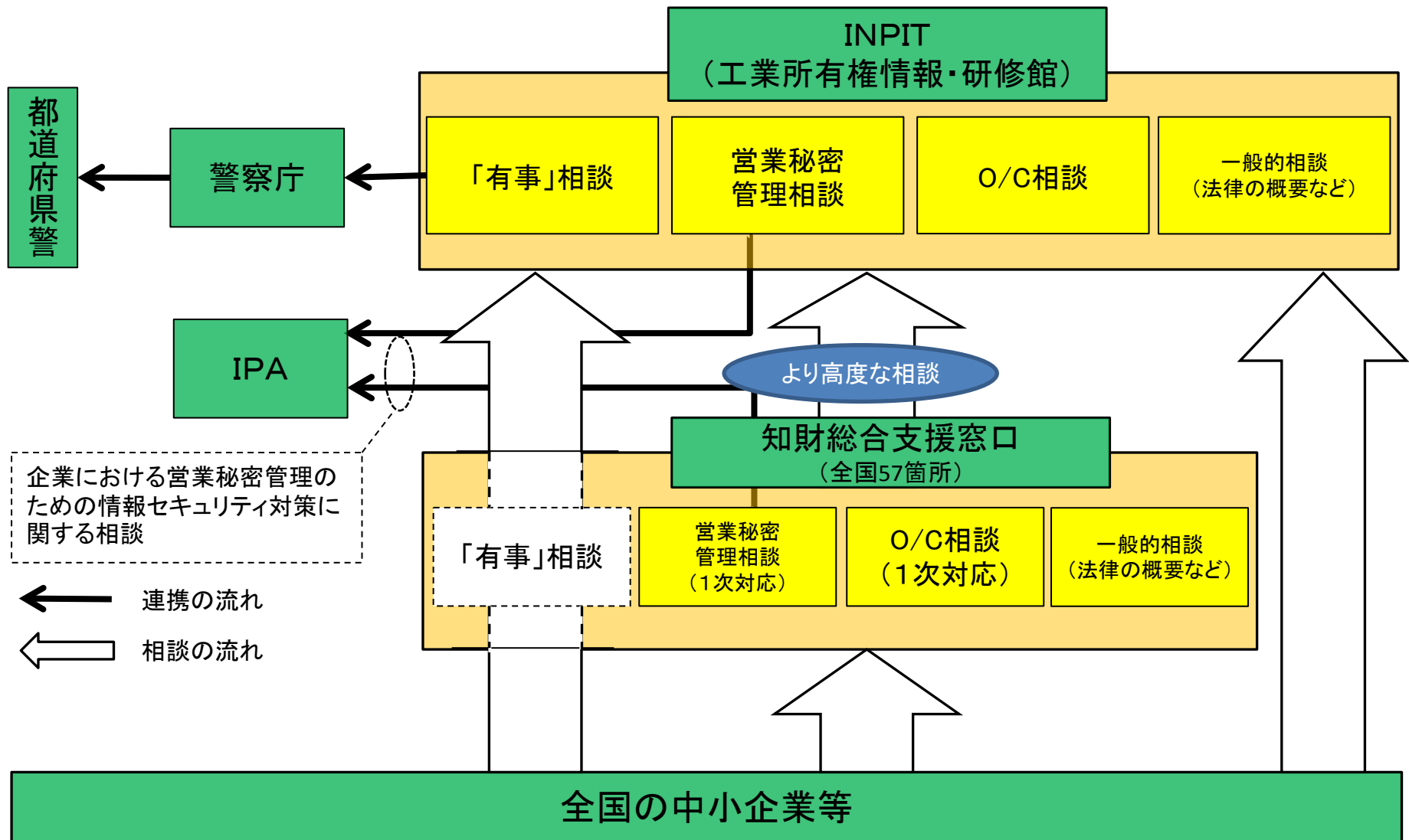
各地の中小企業等が気軽に専門家に相談できる体制整備（INPITにおいて体制準備中）

- ①「特許化」「秘匿化」、「オープン」「クローズ」等の知的財産戦略
生み出された技術について、特許として出願するのか、営業秘密として秘匿化するのか、あるいは、オープン戦略でいくのかクローズ戦略とするのか等、具体的な知的財産戦略を相談
- ②営業秘密の管理手法・システム
営業秘密を管理するための情報セキュリティ対策に関する相談、従業員との秘密保持契約等、営業秘密を管理する手法・システムについて相談（情報セキュリティ対策については、IPA（情報処理推進機構）とも連携）
- ③営業秘密流出等の「有事対応」
営業秘密が漏えいした場合等の具体的な民事・刑事対応相談（警察とも連携）
- ④その他、知的財産に関する一般的な法制度に関する相談

相談窓口は、全国57か所の知財総合支援窓口と連携、地方での相談が可能

（既に特許の出願・侵害の相談等を中心に、年間148,770件の相談に対応（H25年度））

営業秘密管理を含む総合的な相談体制（案）



O / C 相 談 : 「特許化」「秘匿化」や、何をオープンにして、何をクローズするかについての相談

営 業 秘 密 管 理 相 談 : 情報セキュリティ等、営業秘密の管理手法・システムに関する相談

「 有 事 」 相 談 : 営業秘密の漏えいに関する相談・警察への連絡

※相談の対応は、事案に応じて、企業OB、弁護士、弁理士等の専門家が行う

中小企業に対するワンストップ支援体制の整備（２）

クローズ戦略として技術の秘匿化を選択した場合・・・

- 営業秘密流出事件の紛争において、営業秘密保有者（原告）は、流出した技術を自ら保有していたことを証明する必要がある。
- 先使用权を主張する際において、自ら技術を発明していたこと、及び、発明の実施または準備していたことを証明する必要がある。

技術の存在や内容を証明する際の証拠として
保有日付が付与された文書が有効

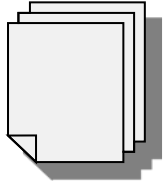
保有日付が付与された文書を取得するための通常的手段

- ⇒ ①公証人役場による公証（確定日付の付与）
②電子文書におけるタイムスタンプの付与

ただし、上記の手段では、当該文書の保有日付を証明するだけであり、その内容の真偽を証明するものではない。

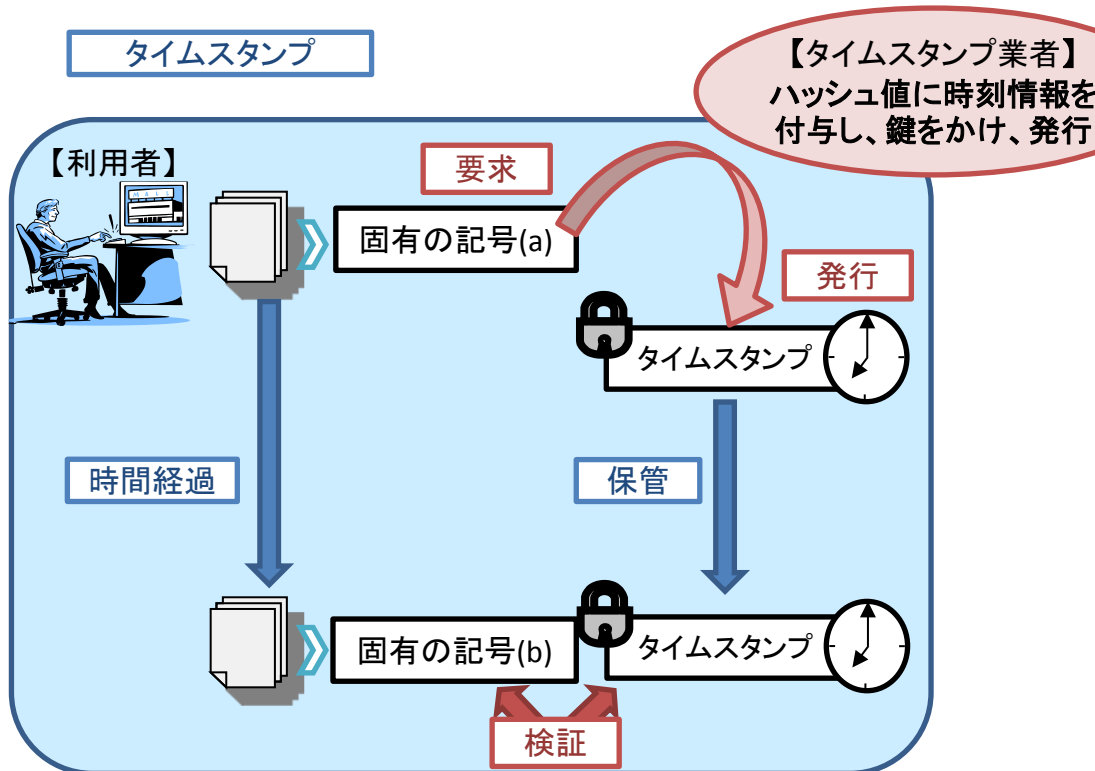
タイムスタンプとは

電子文書



例えば、通常の電子文書にも、更新日付情報が付与されているが、簡単に改ざんが可能。

タイムスタンプ



- ・タイムスタンプ業者が、電子文書に固有の記号（ハッシュ値）に日付情報を付与して、鍵を掛けて改ざんできないようにしたタイムスタンプを発行
- ・利用者は、固有の記号をつきあわせることで、電子文書の同一性を確認することが可能

タイムスタンプの利点と想定される使い方（公証との比較）

公証と比較したタイムスタンプの利点

- 電子文書について、オンライン上で安く簡易に保有日付の付与を受けることができる
- 技術的に、その電子文書に固有の記号（文書の内容を示すものではない）に対して保有日時を付与するものであり、付与に当たり、原本をわざわざ外部に出す必要がない（セキュリティの面でも有利）



技術を営業秘密として秘匿化する場合に想定されるタイムスタンプの使い方

- 公証を受けるほどの必要はないが、営業秘密として一応価値のある情報（例えば、大量の細かい技術仕様や製品化に至っていないような技術情報等）に対する日付情報の付与
- 日々の研究開発で発生する技術情報（例えば、研究日誌等）について、簡便に存在日付の証拠を日々蓄積

タイムスタンプの現状と課題

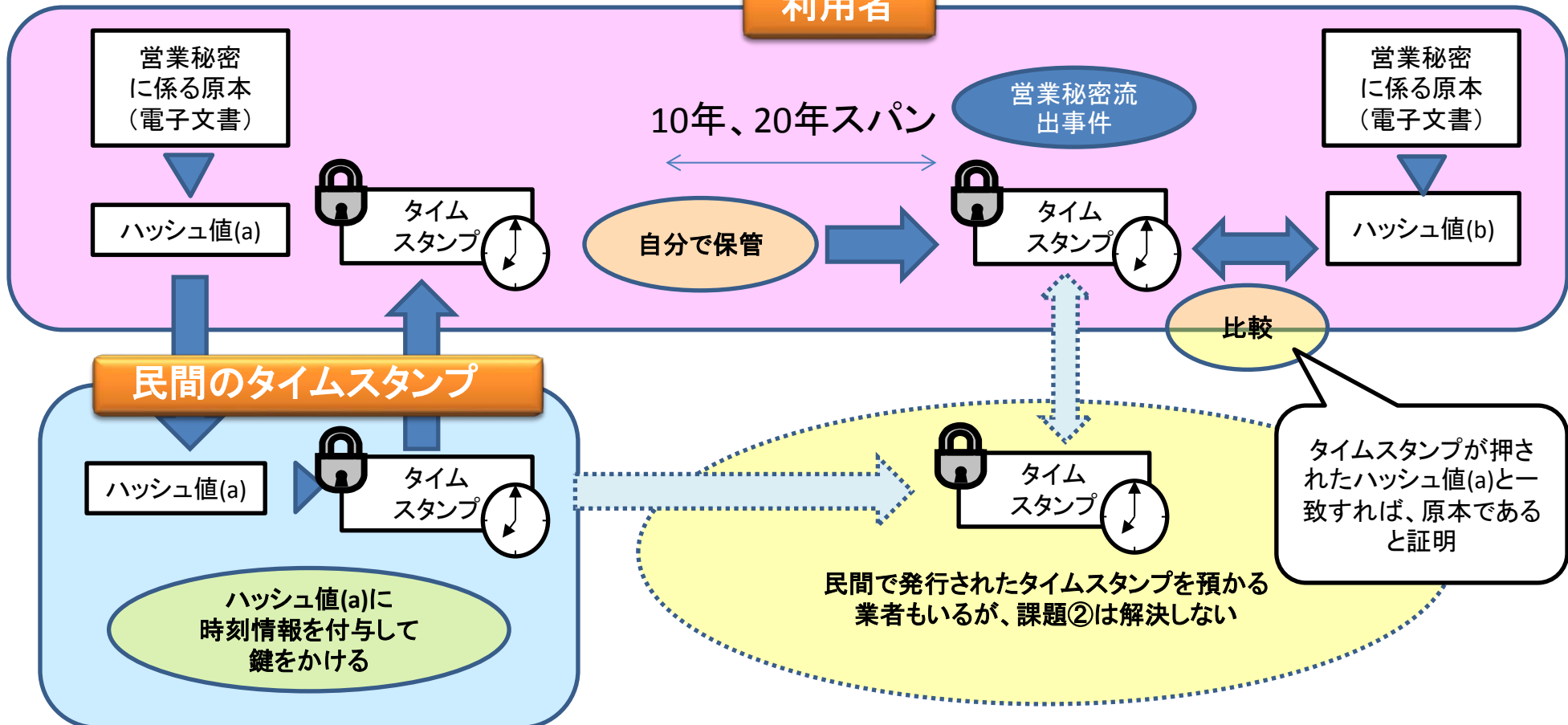
課題

- ①タイムスタンプの技術的な有効期限が10年程度であり、期限切れの都度タイムスタンプの再付与を受けなければならない
 - ②長期間(営業秘密流出事件は、10年、20年と言ったタイムスパンで発生)の間に、紛失や攻撃による改ざんのおそれがある
- タイムスタンプの利用による営業秘密の保護を強化するためには、長期間、安定したタイムスタンプの保管を担保する仕組みが必要

<タイムスタンプ付与時>

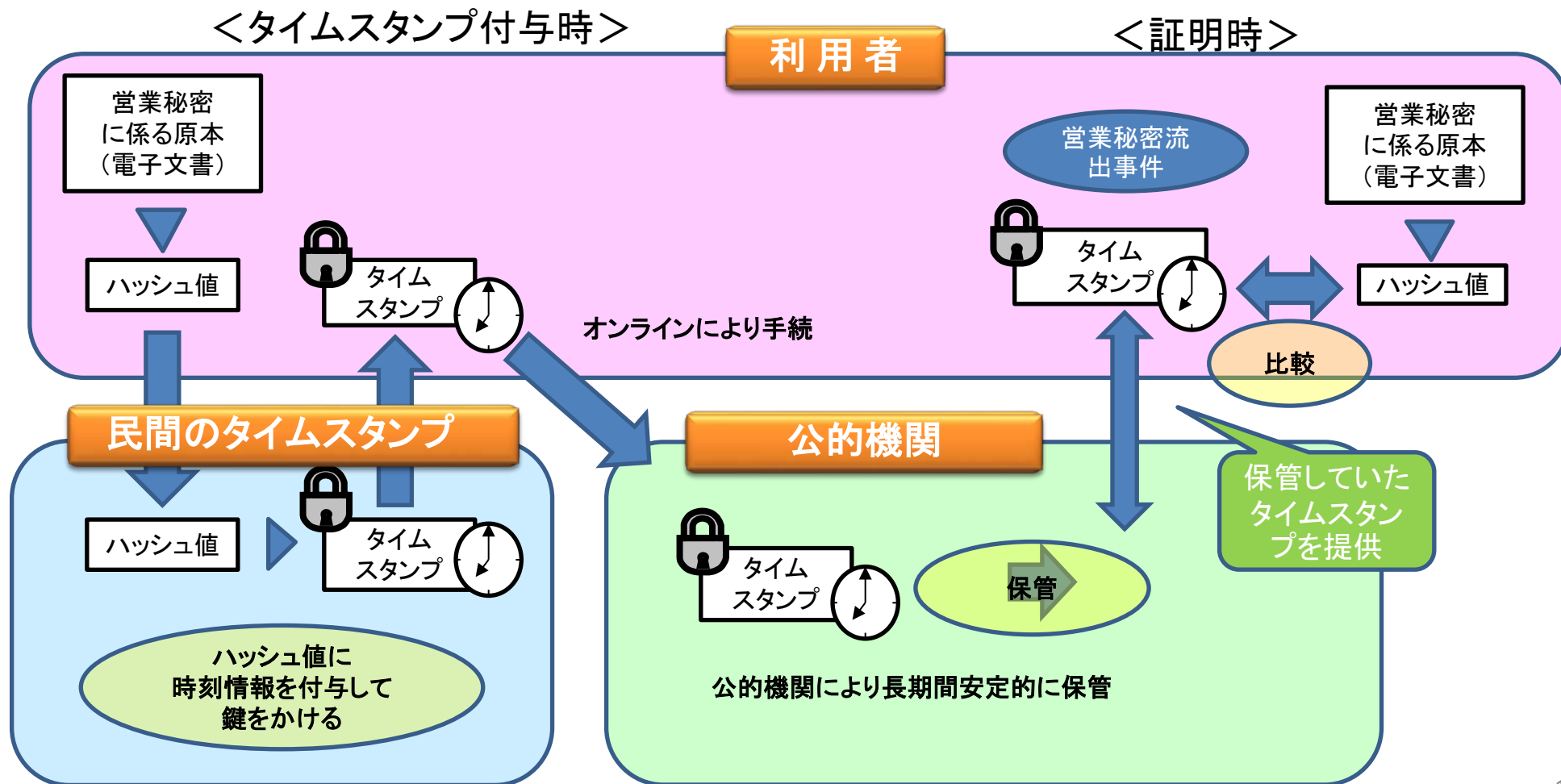
利用者

<証明時>



原本証明の補完によるノウハウ保護の強化（一案）

利用者が民間のタイムスタンプを利用しつつ、これを公的機関で預かることにより、長期間にわたる安定した証拠の確保を実現



(参考) 営業秘密保護のワンストップサービスを巡る韓国の状況

<韓国営業秘密保護センター>

○設置時期 2012年6月

- 主要事業
- ・営業秘密原本証明サービス(本サービスは、2010年に先行開始)
 - ・警察等各機関と連携した営業秘密流出に関する相談対応
 - ・営業秘密標準管理システムのオーダーメイドによる提供(有償)
 - ・営業秘密管理状況の無料診断
 - ・企業担当者の教育、カンファレンス、教育コンテンツ作成等の普及啓もう

<営業秘密原本証明サービスの概要>



*基本料金1万ウォン/初年、維持料3千ウォン/年、オンライン申請により利用し、韓国法人名義の公認認証書が必要

*2012年9月現在の累計で129社、1万件以上の利用あり

(参考) これまでの経緯

○平成25年10月 日中韓特許庁長官会合

営業秘密の保護に関する協力について、我が国の提案により、日中韓特許庁で各国の取組に関する意見交換と専門家を交えた研究に着手することによって、効果的な保護のあり方に向けた協力を進めていくことで合意

<平成26年5月 自民党知的財産戦略調査会 産業活性化小委員会 7の提言>

4. 営業秘密保護の総合的な強化と迅速な対応

(略)

主に中小企業を対象として、関係機関の活用・協力やワンストップ支援体制（前掲）の構築等により、営業秘密管理についての相談業務やタイムスタンプの利用によりノウハウ保護を強化する原本証明、企業の自己防衛能力の向上や人材育成につながるセミナー等の広報・教育活動等の取組を行う。（拡充）

(略)

<平成26年6月 「日本再興戦略」改訂2014>

中小企業等の総合的な知的財産の保護・活用戦略の推進をワンストップで行うための体制整備（オープン・クローズ戦略に基づく権利の特許化又は秘匿化の相談）（工程表）

<平成26年7月 知的財産推進計画2014>

（営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備）

企業におけるオープン・アンド・クローズ戦略や営業秘密管理など総合的な知的財産の保護・活用戦略の推進が求められる中、主に中小企業を対象にこうした取組をワンストップで支援するため、オープン・アンド・クローズ戦略等を指導する人材を確保しつつ、相談業務や原本証明、セミナー開催等の広報・教育活動等を行う体制を構築する。相談体制の構築に当たり、全国の知財総合支援窓口と連携した体制や、捜査当局との連携を含め、営業秘密漏えいの疑義がある案件についての対応方法の相談を行える体制とする。以上のような体制の構築を目指し、できるところから2014年度内に順次開始していくとの方針で検討を進めていく。（短期・中期）